

～就学援助制度についてのお知らせ～

佐久市教育委員会

佐久市教育委員会では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者へ、給食費や学用品費などの一部を援助する制度を設けています。

1 申請をすることができる方

子どもの住所が佐久市にあり、生活保護を受けていない世帯で次のいずれかに該当する方

- ① ひとり親世帯で、児童扶養手当の支給を受けている
- ② 世帯全員の市民税が課税されていない(非課税世帯)
- ③ 保護者の収入が不安定で、経済的に困難であると認められるなど

※認定にあたり、世帯全員の前年所得を審査します。

※①～③以外にも災害により生活が大きく変化した場合など学校長の意見等を踏まえて認定となる場合があります。



2 申し込みから支給の流れ

(1) 申し込み方法 学校に「就学援助費受給認定申請書」を提出してください。

申請は毎年度に必要です。また、1人のお子さんにつき1枚の提出が必要ですのでご注意ください。

(2) 結果通知 6月下旬～7月中旬ごろ文書でお知らせします。

(3) 支給

① 支給時期 8月、12月、2月の3回に分けて支給をします。新入学児童等学用品費は、入学する年の1月か6月のどちらかに支給をします。

② 振込先 申請時に指定をした保護者口座へ振り込みます。

※学校納付金(学年費・給食費等)に滞納がある場合、保護者の同意の下、受領を学校長へ委任していただくことがあります。(「学校長委任」と言います。)

3 項目と支給額

費目	小学校	中学校
新入学児童等学用品費等	57,060円(新1年生のみ)	63,000円(新1年生のみ)
学用品費	11,630円(全学年)	22,730円(全学年)
通学用品費	2,270円(1年生以外)	2,270円(1年生以外)
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実際に要した費用 (上限 1,600円)	実際に要した費用 (上限 2,310円)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実際に要した費用 (上限 6,000円)	実際に要した費用 (上限 25,000円)
修学旅行費	実際に要した費用 (上限 40,000円)	実際に要した費用 (上限 75,000円)
体育実技用具費	体育の授業において必要とする用具の費用(項目ごとに上限あり)	
医療費	実際に要した費用 (<u>学校の健康診断で発見された対象疾病のみ</u>)	
給食費	学校給食費の全額	

※国の基準改定等により変動する場合がありますのでご了承ください。

4 その他

- (1)年度途中からの申請も可能です。
- (2)前年の所得確認が必要なため、所得税の確定申告や市・県民税の申告が済んでいない場合は、認定できませんのでご注意ください。

5 よくあるお問い合わせ事項

Q1 支給対象者として認定となりました。学校給食費はもう支払わなくてよいということですか？

A 給食費に限らず、学校徴収金等は一度全てお支払いください。その後、給食費は実績に基づき、保護者負担の全額を3回に分けて支給します。

Q2 生活保護を受けている世帯は就学援助費を受けることができませんか？

A 生活保護で教育扶助を受給しているため、重複して就学援助費の支給を受けることができません。

注1 生活保護受給開始前は支給の対象になります

注2 生活保護教育扶助の支給対象に含まれない修学旅行は支給の対象になりますが、対象の方には学校を経由してお知らせをいたします。

Q3 母親が市民税非課税ですが、父親は課税されています。認定となりますか？

A 必ずしも認定とはなりません。世帯全員が非課税であれば非課税世帯として認定しますが、課税されている方が一人でもいる場合は世帯の合計所得の審査となります。

Q4 同じ住所に住んでいて、別世帯である祖父母や親族の所得も世帯所得に入りますか？

A 入ります。基本的に同じ住所の者全員の総所得を世帯所得として審査を行っています。

Q5 認定審査にあたって、所得基準の目安はありますか？

A 世帯構成員の人数や年齢などで、認定となる所得限度額は異なりますので、一概には申し上げられません。参考ですが、父、母、子(中学生)、子(小学生)の4人世帯で持ち家にお住まいの場合は、世帯の総所得が300万円程度までであれば認定となる可能性があります。

Q6 認定や支給の通知はどのように来ますか？

A 認定通知や支給明細書は学校を通じてお渡します。(その際は、通知等の内容がお子様に分からないよう配慮をしております。)なお、対象者として認定できない場合や、所得の申告がされておらず審査できない場合など、状況に応じて市教育委員会より直接通知をお送りすることもあります。

Q7 年度の当初に申請書を出すのを忘れてしまいました。今から申請しても、さかのぼって1年分の援助費を受け取ることはできますか？

A 年度途中の申請の場合は、申請日からの認定となりさかのぼれません。一度認定されても、申請は毎年度必要になりますのでお忘れのないようお願いいたします。

Q8 支給項目の「新入学児童等学用品費等」の入学前支給についての手続きを教えてください。

A 入学前支給の対象者へは、時期になりましたら学校の入学説明会や幼・保育園を通して通知をしますので、入学前支給用の申請書を提出してください。なお、入学後の支給も行っておりますので、入学前支給を受給していない援助費対象者へは6月に支給をします。

その他、ご不明な点等ございましたら学校教育課(0267-62-3478)までご連絡ください。

佐久市教育委員会事務局
学校教育課 学務係
TEL 0267-62-3478

